

東日本大震災復興加速化本部本部長

大島 理森 様

平成25年1月15日

浪江町長 馬場 有

### 要 望 書

#### 1. 警戒区域及び計画的避難区域の見直しに伴う措置

除染や復旧・復興のための立入り緩和を目的とした、警戒区域等の見直し作業を実施しているところ、その円滑な実現に向けた環境整備を積極的に図っていただきたい。

##### (1) 区域内の防犯・防災の強化

- ・住民不在地域への不審者立入防止のための法整備
- ・防犯・防災体制の強化、強化のための予算確保

##### (2) 生活環境整備事業の制度見直しと拡充

- ・対象範囲及び予算の拡充

##### (3) 町民へのガラスバッヂ配布

- ・健康管理の観点から、放射線量管理を行うためのガラスバッヂの配布

##### (4) 主要道路の通過交通の確保・安全性の確保

- ・国道6号、114号、288号の通過交通の実現
- ・高線量箇所の遮蔽化措置

## 2. 住民の安定的な生活環境の整備

事故発災からまもなく2年を迎え、避難を余儀なくされた住民は疲弊している。引き続き長期的な避難生活が予想される中、住民の生活環境の改善を図っていただきたい。

また、避難先に住所変更しない住民に対して金融貸付を行えない事例などが出ておりことから、「避難場所証明書」制度を構築いただいたところ。当制度を全国の金融等関係業界に周知いただくとともに、今までの生活と差のない対応をお願いしたい。

### (1) 復興公営住宅の早期整備、借上げ住宅制度の継続

- ・受入れ自治体との調整の円滑化、住宅等建設関連予算の確実な措置
- ・借上げ住宅制度に関する適用期間継続の早期明示

### (2) 高速道路無料化措置の継続・拡充

- ・無料化措置制度の恒久化
- ・県外避難者も適用となるよう対象範囲の拡大

### (3) 「避難場所証明書」制度の周知

- ・新たに開始される「避難場所証明書」制度の周知徹底

## 3. 住民の生活再建に向けた制度の構築

平成24年7月に東京電力（株）より示された財物に対する賠償は実施される目途がついていないく、住民にとっても生活再建に向けた資金の手当てがない。

迅速かつ平等な賠償の実施とともに、生活再建には損害賠償だけでは充足できないため、それを補う生活再建制度の構築をお願いしたい。

### (1) 家屋、家財など財物賠償の早期実現

- ・生活再建ができる賠償水準の確保

### (2) 賠償制度によらない生活再建制度の構築

- ・賠償金により取得する家屋などの経費等に対する課税の免除

以 上